

堺市善行者表彰の候補者推薦に関するQ & A

Q. どのような方が受賞されていますか。

A. 過去受賞者の活動例は以下のとおりです。

- 道路・通学路の清掃活動、公園の清掃活動
- 福祉施設における体操指導や理容活動
- 詩吟・手品等を地域の方々に披露する技能ボランティア
- 子どもたちへ、学習や竹細工、よさこい踊りなど特技を指導する活動
- 急な雨の時に誰でも利用できる「助け合い傘」を駅に設置・管理など

Q. 「子どもの見守り活動」は対象になりますか。

A. なりません。子どもの見守り活動は、自治会をはじめ老人会、保護者など多くの方々が活動をされており、今や地域全体での取組活動となっているため、平成26年度から、本表彰制度の対象外としています。

Q. 公園清掃は、公園愛護委員の方も対象になりますか。

A. なりません。公共的団体から委嘱を受けて行う活動は、本表彰制度の対象外としています。

Q. 自治会活動は対象になりますか。

A. なりません。自治会など団体の一員として行う活動は、本表彰制度の対象外としています。（団体の一員として行う活動は、「地域活動貢献者感謝状」の対象となります。）

Q. 技能ボランティアの方は、謝礼を貰っている方もいますが、対象になりますか。

A. 本表彰制度における「謝礼」とは以下のように考えます。

- 活動内容に対する、技能料・お礼の品など⇒「謝礼」にあたる【表彰対象外】
- 交通費や昼食代等、活動時に発生した費用弁償金⇒「謝礼」にあたらぬ【表彰対象】

その他、不明な点があれば秘書課までお問合せください。

<担当課>

堺市 市長公室 秘書部 秘書課

担当：高橋・崎山・中村

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL：228-7616 FAX：222-8441